

令和 6 年 9 月 1 8 日

犬山市長 原 欣伸 様

犬山市公文書管理審議会  
会長 青山 正和

保存期間満了を迎えた公文書の廃棄について（答申）

令和 6 年 8 月 2 2 日付、6 犬総第 1 7 2 号で諮問を受けた保存期間が満了した公文書及び歴史的公文書の廃棄について、審議会において協議を行いました。

その結果、下記事項を審議会の意見として、ここに答申します。

## 記

### 1 答申事項

保存期間満了を迎え、廃棄することとした、市長（保険年金課所管）の公文書については、犬山市歴史的公文書選別基準に照らしてみても、原案通り廃棄することが妥当である。

一方で、教育委員会（文化推進課所管）が所管していた公文書については、過去に歴史的公文書として保存すると判断した文書を歴史的公文書としての取り扱いを取りやめ廃棄することとしたものであり、歴史的公文書から廃棄対象文書とした明確な理由が必要になるが、資料 5 歴史的公文書取下げ文書リストに記載の取下げ理由では不十分であると判断するため、恣意性が生じない客観的な説明に修正した上で再度審議会の判断を仰ぐことを求める。

裏面へ

また、前述の教育委員会の公文書のうち、令和6年9月4日に開催された公文書管理審議会の会場に現物を用意できなかった公文書については搜索を継続することを求める。搜索の結果、現物が見つかった場合には当該文書の内容を精査し、歴史的公文書から取り下げる理由を補充して審議会の判断を仰ぐこととし、現物が見つからず紛失したと断定した場合は、紛失した経緯（現物の所在を把握できる時点まで遡及し、そこから紛失したと思われる時点を追求するといった方法が考えられる）をまとめ、再度審議会に提出することを求める。

なお、再審議については、改めて審議会を開催するのではなく、作成した理由書等を各委員に供覧することにより意見を聴取し廃棄可否の判断を下すものとする。

以上のことから、今回廃棄の可否判断を求められている教育委員会（文化推進課所管）の公文書については、本審議会の判断は保留とする。